

随意契約事前確認公募公告

令和8年1月30日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立西洋美術館長 田中 正之

1 公募招請の主旨

本業務については、国立西洋美術館の警備をセンサー等の機器を使用して行うものである。

現在、機器を設置している事業者を契約の相手方とする手続きを予定しているが、現契約者以外の者で、以下の応募要件を満たし、かつ、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3の公募に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「応募要件」という。）を満たすと認められる者がいない場合は、現在の設置業者との契約手続きに移行し、応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争入札又は一般競争入札による公告を行う予定である。

2 業務内容

- (1) 業務名 国立西洋美術館機械警備業務
- (2) 対象施設 国立西洋美術館 本館（重要文化財）、新館、企画展示館
- (3) 業務内容 警報・防犯装置等を設置し、当該装置等により対象物件を常時監視し、盜難、火災及びその他の異常事態（以下「異常事態」という。）の発生を未然に防止する業務である。
また、異常事態発生時においては、直ちに現場に急行し適切な処置を行うとともに、
現場の状況に応じ関係各署への通報を行うものとする。
- (4) 履行期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

3 応募要件

- (1) 独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国の機関又は文部科学省関係機関において取引停止又は指名停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 令和7・8・9年度全省庁統一資格において、関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (5) 契約開始時において、警備体制の空白なく直ちに業務の履行が可能な者であること。
- (6) 博物館法に定める博物館又は博物館相当施設において機械警備の実績がある者であること。
- (7) 現行機器を利用して業務を行える者であること。
- (8) 本業務に対応する本店、支店、営業所等の拠点が首都圏内にあること。
- (9) 本業務の全部若しくは、その主たる部分を第三者に委任又は請け負わせる者でないこと。
- (10) その他の要件
 - ① 業務対象物件には重要文化財である建築物が含まれており、かつ、重要な美術品及び資料等が保管されていることを十分に理解して業務に当たること。
 - ② 情報セキュリティに関する第三者機関の認定があること。
＊一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマーク若しくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証取得等

4 公募手続等

(1) 担当部署

東京都台東区上野公園7番7号 国立西洋美術館総務課会計担当
E-mail: kaikei@nmwa.go.jp ※は@に置き換えること

(2) 機械警備計画書の交付期間及び交付方法

- ① 交付期間 令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）17時00分まで
- ② 交付方法 電子メールにより交付する。上記4（1）宛に件名を「国立西洋美術館機械警備業務（組織名）」とし、別紙「調達関係書類等交付依頼書」を添付した配付希望のメールを送り送付を依頼すること。

(3) 公募参加資格確認申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

上記4（1）の場所に令和8年2月24日（火）17時00分までに持参すること（土日及び祝日を除く）。

5 公募期限終了後の手続き

応募がない限り、特定の業者と随意契約する予定である。

6 その他

- (1) 応募者があった場合は、3に定める応募要件を満たすことを確認し、適合者（合格者）があったときは、企画競争入札又は一般競争入札を実施する。
- (2) 詳細は、機械警備計画書による。
- (3) 公募に関する問い合わせ先 上記4（1）と同じ。

以上